

奈良県選挙管理委員会告示第五十号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、奈良県知事選挙において候補者等から申込みがあつたときに手話通訳を付して政見を録画するものとする放送事業者を次のとおり定めたので告示する。

平成三十一年二月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

奈良県知事選挙において手話通訳を付して政見を録画するものとする放送事業者

日本放送協会

奈良テレビ放送株式会社